

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/

税理士の独り言

日本が若かった昭和 30 年代がブームです。情報化や豊かさの向上で価値観が多様化している現代は生きがいや夢や希望が失われている気がします。サムエルウルマンの青春の詩に「希望を失う時、人は老いる」という一節があります。まさに日本は老いているのではないかと思います。どうすれば自分の青春を人生の中で見出していけるか、どのような価値観で世の中に対処すべきか。それは頑張れば出来るという目標を見つけ、今の自分より少しでも成長できるよう挑戦し続けることでしょう。東京タワーに微笑を…。

ヒント

○病気で治るといふのは、病院や医者ではない。薬でもない。最後の決め手は、自分の気力、そして自分を信じられるかどうかである。そこに人間の奥深さが潜んでいるのだ。

○仕事でも何でも壁が必ずある。立ちふさがる。だがどんな壁であろうとも乗り越えられる。壁は自らがつくり出している虚壁であって、壁は壁ではない。

「新エスキモーに氷を売れ！」
田山敏雄著 経済界

税務アンテナ

□代償分割とは、分割不可能な相続財産を相続人の間で分割せず、特定の相続人が自分の相続分を超えて相続財産を取得する代わりに、その者の固有の財産を他の相続人に提供する分割方法です。例えば、長男が不動産を全て相続して、代わりに長男の預金を他の相続人に提供するようなことです。この場合には贈与税は発生せず、相続税の課税価格の計算は、代償財産の交付を受けた者は、相続財産に代償財産の価額を加えた金額となり、代償財産の交付をした者は、相続財産から代償財産の価額を控除した金額となります。ただし、長男が相続した不動産を売却して、その代金を分割した場合には贈与税が発生します。

□年の中途開業の場合、所得税の青色申告の承認申請は、その年の 3 月 15 日までに所定の事項を記載した申請書を所轄税務署長に提出することとされています。また、その年 1 月 16 日以後新たに不動産所得、事業所得等を生ずる業務を開始した場合には、その業務を開始した日から 2 ヶ月以内に申請書提出すればよいことになっています。しかし、不動産所得の申告を数年前から行っている場合には、新たな業務を 1 月 16 日以後開始しても、年の中途開業には該当しないため、その年の 3 月 15 日までに申請書を提出しなければ、その年の青色申告は認められません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 1 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 12 日)
16 日	○ 所得税確定申告の受付 (休日につき 18 日)
29 日	○ 12 月決算法人の確定申告 ○ 6 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 3 月、6 月、9 月決算法人の消費税中間申告

29 日	○ 2 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------